	業産出額、生産林業所得統計における平成 27 年林業産出額及び漁業産出額における平成 27 年漁業産出額の合計を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を 84,836 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） B　工業統計調査規則によつて調査された平成 26 年 12 月 31 日現在における製造品出荷額として公表された数値（従業者 4 人以上の事業所に係る統計数値とし、万円単位の端数があるときはその端数を四捨五入する。）で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を 2,400,614 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） C　平成 27 年度地方財政状況調査における地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金並びに諸収入の合計額を歳入合計で除して得た数で 0.559 を除して得た数（算定の過程に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） D　厚生労働省において公表した一般職業紹介状況における平成 28 年 11 月から平成 29 年 4 月までの各月における有効求人倍率（平成 29 年 5 月 30 日現在における最近の季節調整値）の合計を 6 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で 1 を除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） E　人口密度で 336 を除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） F　六十五歳以上人口を人口で除して得た数を 0.263 で除して得た数（算定の過程に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
市町村	算式 ｛（A × 0.20 ＋ B × 0.10 ＋ C × 0.20 ＋ D × 0.20 ＋ E × 0.20 ＋ 0.10）× 1.5 － 0.5｝× 0.836 A × 0.20 、 B × 0.10 、 C × 0.20 、 D × 0.20 又は E × 0.20 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 A × 0.20 ＋ B × 0.10 ＋ C × 0.20 ＋ D × 0.20 ＋ E × 0.20 ＋ 0.10 が 10.000 を超えるときは 10.000 とし、（A × 0.20 ＋ B × 0.10 ＋ C × 0.20 ＋ D × 0.20 ＋ E × 0.20 ＋ 0.10）× 1.5 － 0.5 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 0.100 を下回るときは 0.100 とし、｛（A × 0.20 ＋ B × 0.10 ＋ C × 0.20 ＋ D × 0.20 ＋ E × 0.20 ＋